

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

【立地】

加須市は、埼玉県の東北部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、市内を流れる利根川の堆積で形成されたという平坦地で、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和するまちである。東西と南北それぞれ約16kmの広がりを持ち、面積133.30km<sup>2</sup>、都心からおおむね50km圏内にあり、群馬県、栃木県及び茨城県に接し、関東のどまんなか位置する。

市内には利根川に育まれた肥沃な土と豊かな水を利用した昔ながらの田園風景が広がるほか、2012年にラムサール条約湿地に登録された「渡良瀬遊水地」や全国水の郷百選に選ばれた「浮野の里」など随所で豊かな自然が見受けられる。

主要な道路は、東北自動車道と国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っていて、東側が国道4号に近接している。また、市内中央部に東北道加須ICがあり、圏央道の白岡菖蒲ICも近接する。鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR宇都宮線・東武日光線の栗橋駅にも近接している。



【基本情報】

面積：133.30 km<sup>2</sup>

総人口：112,225人（令和5年8月1日現在）

男 56,427人 女 55,798人

世帯数：50,175世帯

②想定される災害リスク（出典：加須市国土強靱化地域計画）

【地震】

関東平野中心部の基盤岩は、深度3km以上と著しく深く、関東造盆地運動により長周期地震動の影響を受け易いほか、埋没台地の谷や旧河道、後背湿地では沖積層が厚く発達していることから、地震動の増幅により揺れ易い条件にある。また、低地部は河成堆積物の砂質土層が厚く堆積し、地下水位も高いため、主に埋立地や高さの低い自然堤防で地盤の液状化が懸念されます。

<当市で過去に発生した主な地震災害>

市内では、近年の地震で被害規模が大きいものとしては、以下があげられます。

(1) 関東大震災（南関東地震）・大正12年(1923)9月1日11時58分

神奈川県および東京府（現：東京都）を中心に隣接する茨城県・千葉県から静岡県東部までの内陸と沿岸に及ぶ広い範囲に甚大な被害をもたらしました。

被害等の状況

- M7.9。震源は伊豆大島東方。フィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込む際の際の海溝型地震
  - 埼玉県の被害：死者 316 人、行方不明者 95 人、負傷者 497 人、家屋全壊 9,268 戸、半壊 7,577 戸
  - 旧加須市の被害：死傷者 31 人、全壊 129 戸、半壊 58 戸
  - 旧騎西町の被害：死傷者 2 人、全壊 67 戸、半壊 158 戸
  - 旧大利根町の被害：全壊 171 戸
- ※旧北川辺町：記録なし

(2) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）・平成 23 年(2011) 3 月 11 日 14 時 46 分  
 東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害で、東日本各地での大きな揺れや、大津波、火災等により、12 都道県で 2 万 2000 人余の死者（震災関連死を含む）・行方不明者が発生し、これは明治以降の日本の地震被害としては関東大震災、明治三陸地震に次ぐ規模となりました。

被害等の状況

- M9.0。震源域は東北地方の三陸沖から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km。太平洋プレートが北米プレートの下に沈み込む際の際の海溝型地震。
- 加須市の震度：5 強（加須 5.2 騎西 5.2 北川辺 5.1 大利根 5.4）
- 加須市の被害：人的被害軽症 3 人、火災発生 2 件、家屋の損壊 3,463 棟、道路の損壊 62 箇所、水路の損壊 30 箇所、農業施設の損壊 54 箇所、液状化現象 道路 49 箇所、水路 27 箇所、農地 34.9ha

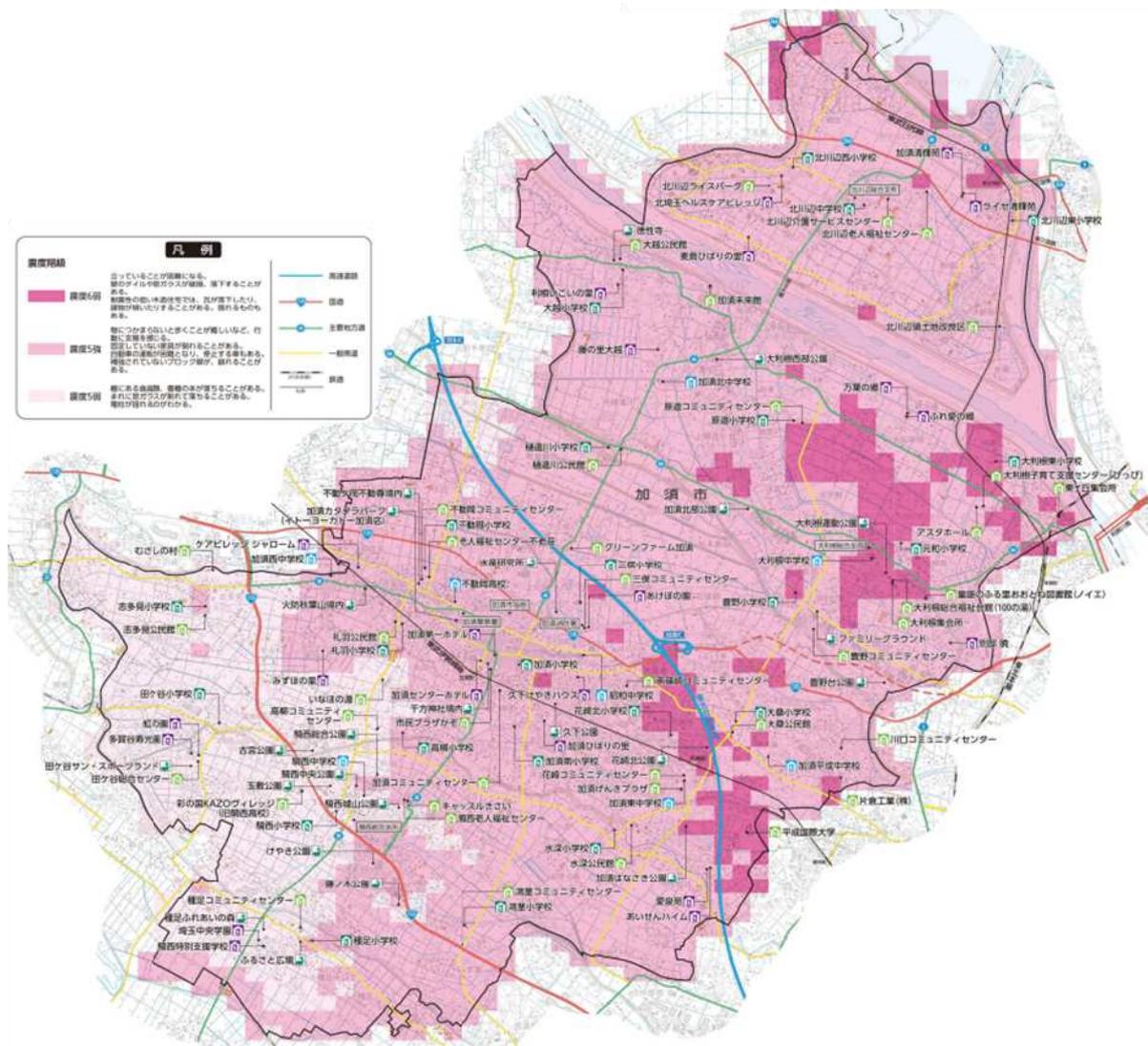
<当市で今後発生が予測される地震災害の被害想定>

加須市地域防災計画では、甚大な被害が懸念される震災として以下の 5 つの地震がありますが、茨城県南部地震の発生確率が高く切迫していると想定されている。

想定地震	M	地震のタイプ	選定理由	発生確率
○茨城県南部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いもの	70%
○東京湾北部地震	7.3			
○元禄型関東地震	8.2		切迫性が低いもの	ほぼ 0%
○関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なもの	0.008%
○立川断層帯による地震	7.4			2%

※発生確率とは、今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率

本市における「茨城県南部地震」を想定した揺れの大きさ（震度）は次のマップの通り。



**【水害】**

本市は、埼玉県北東部を中心とする巨大な盆地状の構造(関東構造盆地)の中心部に位置し、本市の大部分は加須低地であり、一部は中川低地となっています。加須低地は、数百万年前から河川沈降が続き、地下に開析谷を伴う埋没ローム台地の存在が特徴的です。表層は、河川のはん濫による土砂が堆積した 自然堤防や河畔砂丘等の微高地、それに伴う後背湿地からなる平坦な地形となっています。

地形としては、海拔（平成 30 年度水準測量成果表）は最高 15.672m、最低 9.666m、高低差 6mほどの平坦地ですが、埋没台地や自然堤防等に起因する微高地、河畔砂丘、後背湿地、あるいは古流跡など複雑な微地形が存在し、外水・内水による水害の危険を常にはらんでいます。また、特に、本市の北川辺地域は、利根川と渡良瀬川に挟まれる、いわゆる「輪中」という地理的条件にあり、この両河川の堤防が決壊すれば 5m以上の浸水が予想されます。

<当市で過去に発生した主な水害>

(1) カスリーン台風 (台風第9号)・昭和22年(1947) 9月15日

被害等の状況

- 埼玉県の被害：死者316人、行方不明者95人、負傷者497人、  
全壊9,268戸、半壊7,577戸
- 旧加須市の被害：負傷者80人、  
流破壊5戸、全壊2戸、半壊31戸、床上浸水2,352戸、床下浸水471戸
- 旧騎西町の被害：床上浸水2戸、床下浸水55戸
- 旧北川辺町の被害：死者10人、負傷者37人、  
流破壊47戸、全壊191戸、半壊459戸、床上浸水763戸
- 旧大利根町の被害：死者12人、負傷者670人、  
流破壊133戸、全壊206戸、半壊450戸、床上浸水1,432戸、床下浸水9戸

(2) 台風第26号・昭和41年(1966) 9月25日

被害等の状況

- 旧騎西町の被害：家屋の破壊1,250戸、死傷者4人  
田畑の被害1,713ha、農作物等の被害総額4億5千万円。  
玉敷神社の藤棚が倒壊。 ※災害救助法を適用

(3) 令和元年東日本台風 (台風第19号)・令和元年(2019) 10月12日

被害等の状況

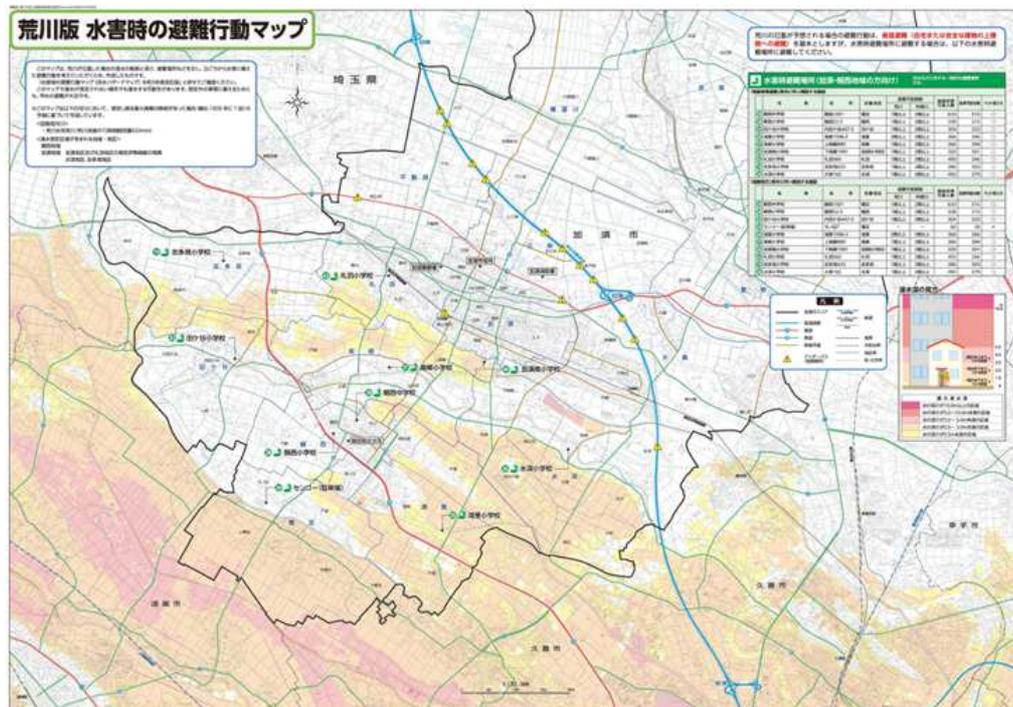
- 道路冠水：53カ所
- 避難所：合計44カ所
  - ・広域避難所 市内12カ所、市外(県外)4カ所 計16カ所
  - ・自主避難所 市内29カ所 (広域避難所と兼ねた5ヶ所含む)
  - ・その他、44カ所以外の施設、他市町の避難所等への避難もあり
- 避難者：9,616人 (市が把握している避難者数のみ)
  - ・「避難指示 (緊急)」発令地区 (広域避難者) 8,604人
  - ・「避難準備・高齢者等避難開始」発令地区 36人
  - ・自主避難者数 (全地区) 971人

<当市で今後発生が予測される風水害の被害想定>

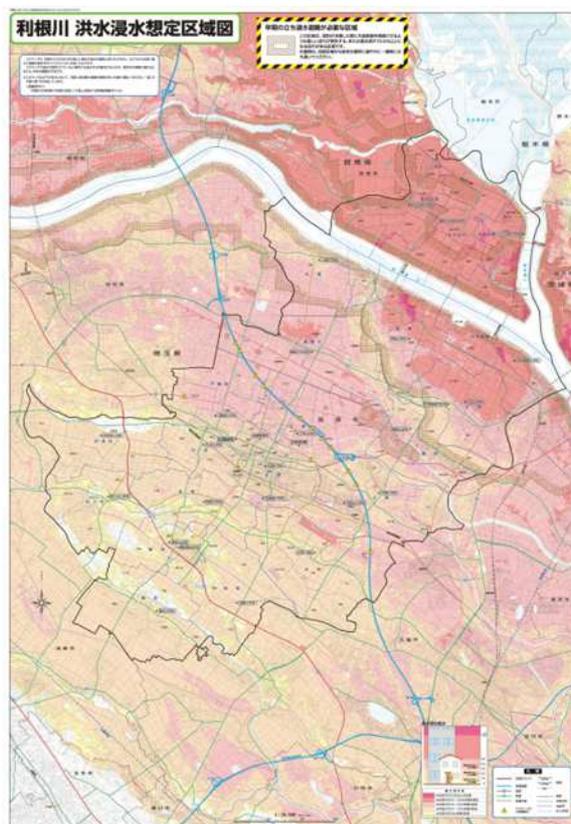
本計画で想定する風水害については、加須市地域防災計画で想定しているとおり、甚大な被害が懸念される風水害として、水防法による洪水浸水想定区域に指定されている利根川において、河川整備の目標流量 (200年に1度の発生確率の洪水流量) を上回る洪水の可能性があることや、気候変動により大雨の頻度の増加が予測されていることから、1000年に1度の発生確率の洪水流量を対象とした氾濫想定及び被害想定がある首都圏広域氾濫及び渡良瀬貯留型氾濫とします。

類型名	想定決壊箇所		浸水面積	浸水区域人口
首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	利根川右岸 136.0 km	約 530 km <sup>2</sup>	約 230 万人
渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先 (利根大堰上流部)	利根川左岸 159.5 km	約 140 km <sup>2</sup>	約 10 万人

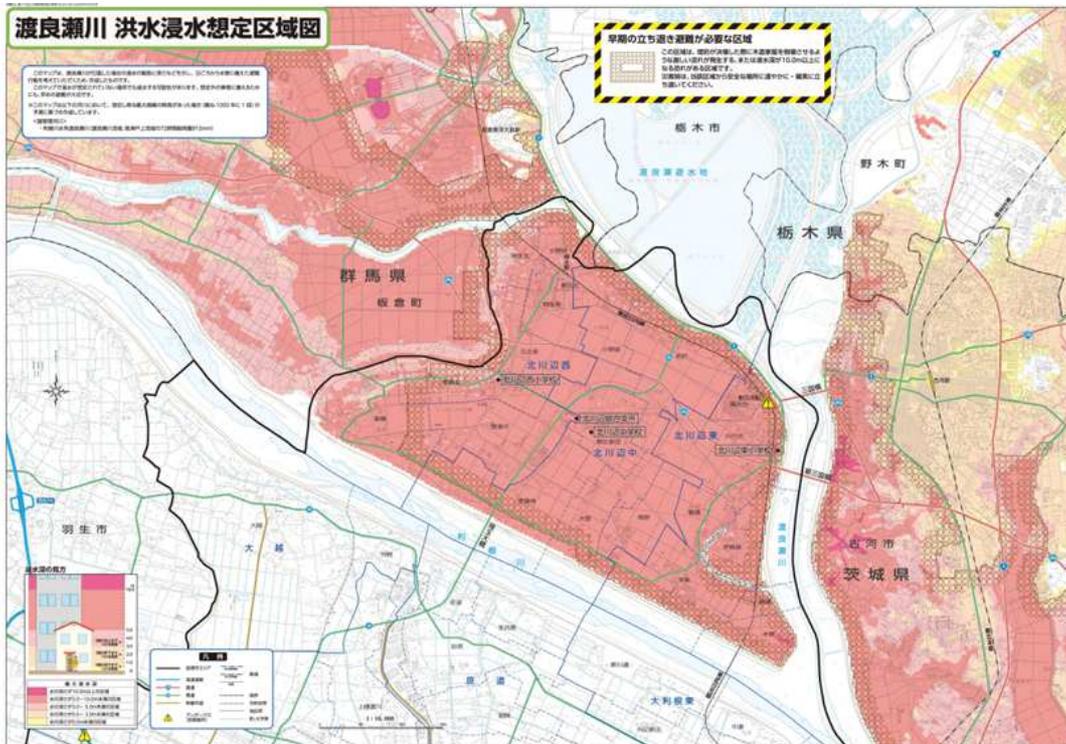
「荒川版 洪水ハザードマップ」



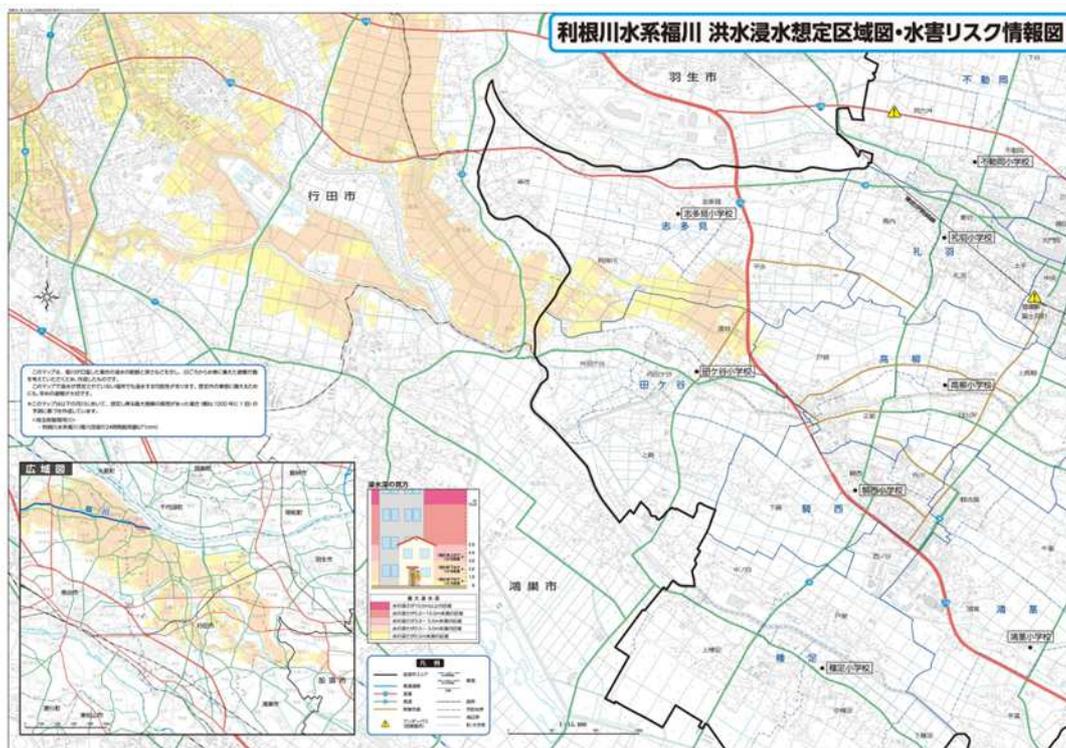
「利根川 浸水想定区域図」



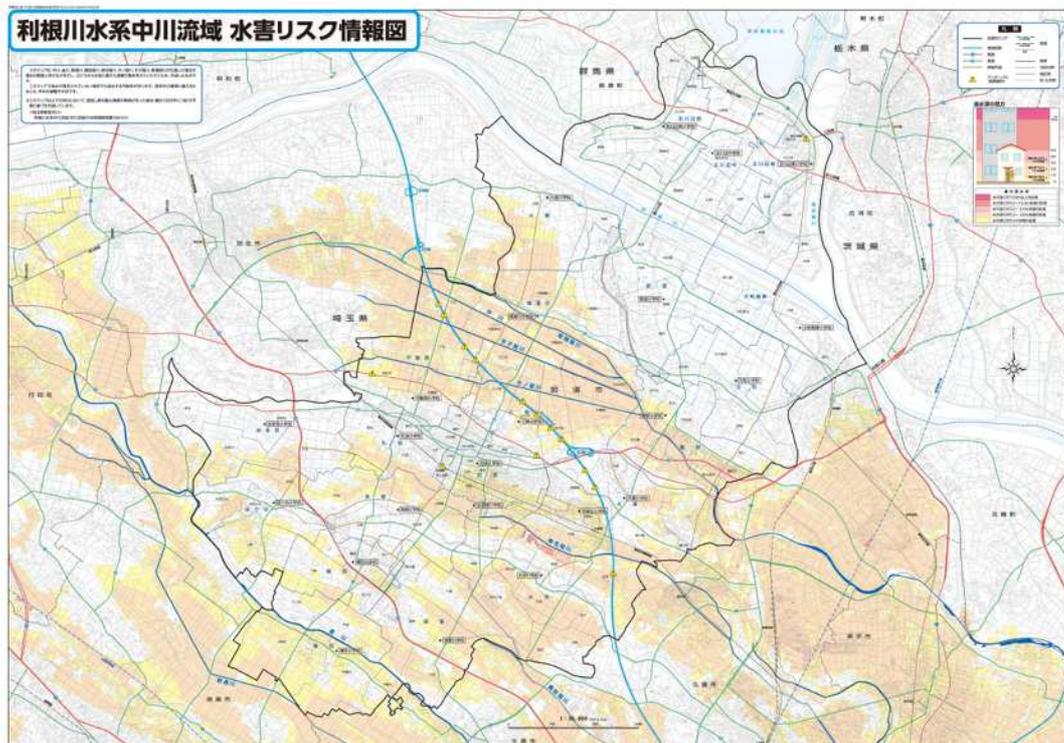
「渡良瀬川 浸水想定区域図」



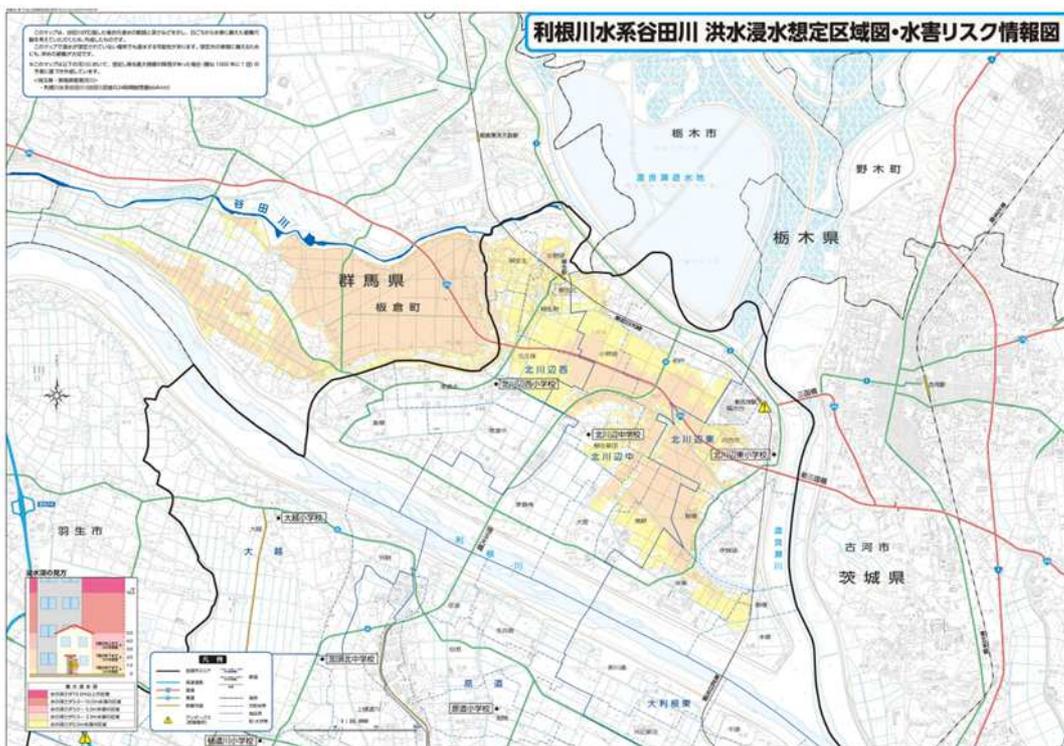
「利根川水系福川 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」



「利根川水系中川流域 水害リスク情報図」



「利根川水系谷田川 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図」



## 【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、本市でも令和4年9月26日時点で延べ13,018名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

## （2）商工業者の状況

### ①事業者数及び小規模事業者数

令和3年度経済センサス-活動調査の統計によると、加須市の事業所数は3,793社で労働人口は45,656人であり、平成28年との比較では、276事業所の減少となっている。業種別に見ると第3次産業が圧倒的に多く、もっとも多いのは、「卸売業・小売業」続いて「製造業」「建設業」の順である。

かつては、被服・繊維・こいのぼりの製造を中心とする地場産業が盛んであったが、現在は都心からおおむね50kmと近く、東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という）の加須ICがあり、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という）の白岡菖蒲ICに近接しており、交通アクセスが便利なことから、製造業や物流の拠点として進出する企業が増加しており、市内産業構造の変化が表れてきている。

	業種	事業所数
第一次産業	農林漁業	40
	鉱業	1
第二次産業	建設業	469
	製造業	477
	電気・ガス・熱供給・水道業	4
第三次産業	情報通信業	7
	運輸業、郵便業	218
	卸売業、小売業	848
	金融業、保険業	31
	不動産業、物品賃貸業	167
	学術研究、専門・技術サービス業	105
	宿泊業、飲食サービス業	309
	生活関連サービス業、娯楽業	344
	教育、学習支援業	170
	医療、福祉	290
	複合サービス事業	30
	その他のサービス業	283
合 計		3,793

（出典：令和3年度「経済センサス」活動調査）

### ②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会管轄地域における「事業継続力強化計画」、「事業継続計画（BCP）」の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

### (3) これまでの取組み

#### ①加須市の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき加須市地域防災計画を策定。計画は、加須市の地域に係る災害に関し、加須市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 5 編（総論、震災対策編、風水害等対策編、大規模災害対策編、新型インフルエンザ対策編）で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・加須市地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・加須市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・加須市防災マップ（多言語対応・Multilingual）の作成
- ・水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）の作成
- ・地震ハザードマップの作成
- ・災害情報等の的確な配信（防災アプリ（スマートフォン用）、防災ラジオ（希望する全世帯へ無償貸与）、かぞっとメール（ガラケーの方に）、防災行政無線（屋外拡声子局 332 箇所）、防災行政無線自動音声応答サービス（0120-62-1934））
- ・自主防災組織に対する支援（自主防災防犯組織活動費等補助制度、自主防災組織数 158 団体）
- ・災害時応援協定の締結（応援協定締結団体 89 件）
- ・避難場所の整備（避難場所：震災 73、水害 53。福祉避難所：震災 29、水害 8。）

#### ②当会の取組み

##### 【周知対応】

- ・県主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

##### 【策定対応】

- ・事業継続計画、事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・専門家を活用した事業継続力強化計画の策定支援

##### 【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

##### 【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

## II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

### (1) 事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

## (2) 商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

## (3) 外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と加須市の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

## (4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

## III. 目標

目標は次の4項目とする。

加須市地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、加須市と加須市商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

### (1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

（事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標）

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



（事業継続計画）

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

（事業継続力強化計画）

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

**(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標**

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と加須市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

**(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標**

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

**(4) 当会における支援体制面での目標**

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

**※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

## I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年9月1日～令和10年3月31日）

## II. 事業継続力強化支援事業の内容

### 1. 事前の対策

#### （1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

##### ①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・ 当会職員による巡回や窓口指導時に加須市ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

##### ②リスク対策の広報周知

- ・ 市広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

##### ③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・ 専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・ セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

##### ④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

##### ⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・ 事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

##### ⑥防災備品の備蓄

- ・ 自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・ 同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

#### （2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和7年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

#### （3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と加須市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、近隣商工会との会合時などに各機関の取組状況等について情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れる。

#### （4）フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や

窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

### (5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と加須市産業振興課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

## 2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と加須市、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の感染対策を徹底する。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

### (2) 応急対策の方針決定

#### 【大規模自然災害】

- ①当会と加須市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、加須市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を加須市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自身の安全を確保</li><li>・地域被災者の人命救助への協力</li><li>・被害状況の把握および報告</li><li>・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li></ul>

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握および報告</li> <li>・地域災害対策への協力</li> <li>・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な対応なし</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と加須市は災害時、以下の間隔で被害状況等の情報を共有する。

時期	情報交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が加須市を訪問し、直接被害情報等を報告する。

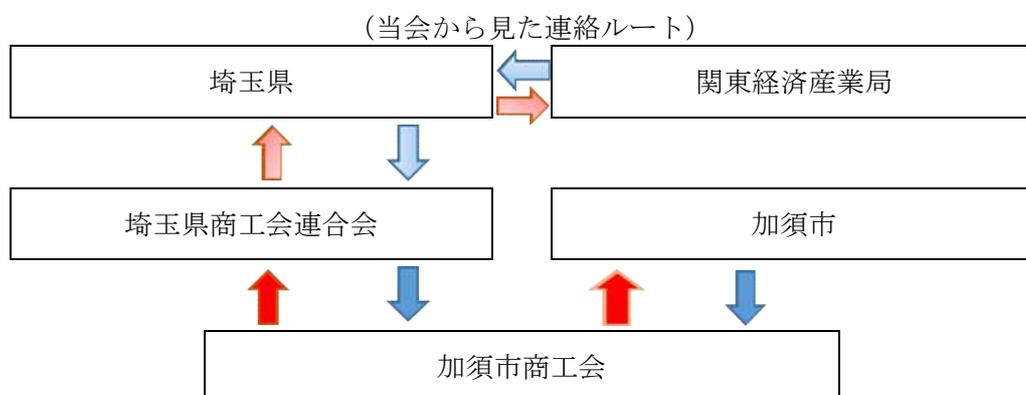
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

**【脅威となる感染症】**

- ① 加須市で取りまとめた「加須市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、加須市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

**(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制**

- ① 自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②加須市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と加須市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と加須市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と加須市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

#### **（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援**

- ①相談窓口の開設方法について、加須市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、埼玉県、加須市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

#### **（５）市内事業者に対する復興支援**

- ①国・埼玉県・加須市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

#### **※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

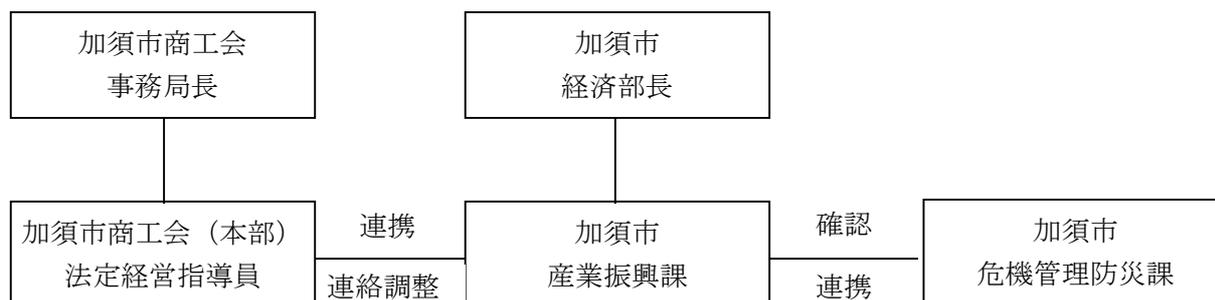
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高橋 完次  
福田 孝弘  
西山 圭一 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

加須市商工会

〒347-0055 埼玉県加須市中央 1-11-41

TEL : 0480-61-0842 / FAX : 0480-61-0978

E-mail : kazo@ad.wakwak.com

②関係市町村

加須市 産業振興課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣 2-1-1

TEL : 0480-62-1111 / FAX : 0480-62-1934

E-mail : sangyo@city.kazo.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	50	50	50	50	50
・ BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、加須市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること